

愛川町森林整備計画の見直しにあたり、パブリック・コメント 手続を実施しなかった理由について

今回の見直しについては、森林法の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月 22 日法律第 20 号）に基づき、本計画の変更を行うものであり、森林法第 10 条の 5 第 5 項の規定により、縦覧の手続きが義務付けられていることから、町自治基本条例第 19 条第 2 項第 1 号の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由についてお知らせするものです。